

## 公立大学法人県立広島大学に係る各事業年度業務実績評価実施要領

広島県公立大学法人評価委員会

平成20年5月21日決定

平成21年7月27日改定

## (趣旨)

第1 この要領は、地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づき、広島県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）が行う公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の各事業年度の業務実績評価（以下「評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (評価の基本方針)

第2 評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進捗状況を確認する観点から評価する。
- (2) 法人の先進的・特徴的な取組や運営の改善を積極的に評価する。
- (3) 再編統合と法人化を契機とする大学改革の取組を支援する観点から評価する。
- (4) 法人の中期目標の達成に向けた取組状況等を県民に分かりやすく示す観点から評価する。

## (評価の方法)

第3 評価は、教育研究等の質の向上、業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善等の項目のうち、法人が明確にする取組優先順位の高い項目を重点的に評価することとし、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

## (1) 業務実績報告

各事業年度における業務の実績報告は、業務実績報告書（別記様式）によるものとし、次のとおり作成する。

法人は、自己点検・評価結果を踏まえて、年度計画に記載されている項目ごとに、業務実績を検証し、年度計画各項目の業務実績を過年度との比較を含めて記載し、当該項目ごとに4、3、2、1の4段階で自己評価するとともに、計画の実施状況等、今後の予定を記載する。

評価は、次の4段階で評価することとする。

- 4…年度計画を上回って実施している。
- 3…年度計画を順調に実施している。
- 2…年度計画を十分に実施していない。
- 1…年度計画を大幅に下回っている。

なお、法人は、項目の重要性等を勘案して、全体の1割程度に2段階のウェイト付けを行うことができる。

特記事項欄には、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組。
- ② 先進的、特徴的な取組や特筆すべき優れた実績を上げた取組。
- ③ 遅滞が生じている取組やその理由。
- ④ その他、法人が積極的に実施した取組。

## (2) 項目別評価

### ① 小項目評価

#### ア 委員会の評価

委員会は、法人の自己点検・評価を踏まえつつ、業務の実績について法人からのヒアリングなどを通じて検証し、事業の進捗状況及び成果等について項目ごとに評価するとともに、評価の理由や改善点等を特記事項欄に記載する。

#### イ 評価方法

評価は、法人の自己評価と同じ4段階で評価するものとする。

- 4：年度計画を上回って実施している
- 3：年度計画を順調に実施している（達成度がおおむね9割以上）
- 2：年度計画を十分に実施していない（達成度がおおむね6割以上9割未満）
- 1：年度計画を大幅に下回っている（達成度が6割未満）

### ② 大項目評価

評価は、法人の中期計画の大項目ごとの進捗状況について（2）の項目別評価と特記事項の記載結果を踏まえ、5段階で評価する。

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| S…特筆すべき進行状況にある。       | （評価委員会が特に認める場合） |
| A…年度計画を順調に実施している。     | （すべてⅢ～Ⅳ）        |
| B…年度計画をおおむね順調に実施している。 | （Ⅲ～Ⅳの割合が90%以上）  |
| C…年度計画をやや遅れている。       | （Ⅲ～Ⅳの割合が90%未満）  |
| D…重大な改善事項がある。         | （評価委員会が特に認める場合） |

なお、法人が項目の重要性等を勘案して付けたウェイトを勘案した上で評価する。

※ 教育・研究等の質の向上に関する項目の評価は、教育研究の特性の配慮から、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。

## (3) 全体評価

全体的評価は、進捗状況及び次の事項について総合的に記述式により評価するものとする。

- ① 理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指した取組について
- ② 社会に開かれた大学運営を目指して、県民や社会に対する説明責任を重視した取組について
- ③ 大学の教育研究、地域貢献等における特色ある取組及び創意工夫について

- ④ 業務運営等の改善及び効率化並びに財務状況の改善に関する取組みについて
- ⑤ 自己点検・評価及び情報公開に関する取組みについて
- ⑥ その他必要と認められる事項について

(年度評価の進め方とスケジュール)

第4 委員会での評価結果の決定手順は、次のとおり。

項目	時期	業務内容等
年度終了	3月末	・年度事業の終了(法人)
評価準備	4月～6月	・業務実績報告書, 財務諸表作成(法人) ・現地視察等
実績報告	6月末	・業務実績報告書, 財務諸表等提出(法人) (年度終了後, 3ヶ月以内に提出)
評価	7月～8月	・業務実績検証(法人とのヒアリング) ・財務諸表検証 ・評価結果(案)作成 ・法人からの意見申出機会の付与 ・評価結果(最終案)作成 ・評価結果の決定
報告・公表	9月	・評価結果の知事への報告及び法人への通知 ・財務諸表意見聴取, 財務諸表承認

(業務実績報告の附属資料)

第5 年度評価を的確に実施するため、業務実績を客観的に証明する附属資料を業務実績報告書と併せて提出させる。提出する附属資料はおおむね次のとおりとする。

- (1) 大項目の記載事項に関するもの
- (2) 数値目標を掲げている項目及び基礎的業務実績数値(経年比較できるようにすること)  
教員数・職員数(県派遣, 派遣, 契約), 教員一人当たりの学生数, 留学生数(学部・大学院), 研究生等の在籍数(科目等履修生, 研究生, 研修生, 聴講生), 学部・大学院入試状況(募集定員・志願者数・志願倍率・入学者数), 就職状況(就職者数・就職率), 進学状況(進学者数・進学率), 国家試験等(看護師・理学療法士, 作業療法士など)の状況, 科学研究費補助金採択状況(申請件数・採択件数・金額), 外部資金受入状況(科学研究費補助金を除く外部資金), 各種プログラムの採択状況(申請件数・採択件数・金額), 公開講座の開催状況(開講予定数, 開講数, 受講者数, 受講料など), 産学連携の状況(技術相談件数など), 入試広報の状況(大学説明会参加者数, 高大連携状況など)
- (3) その他, 業務実績に係る関係資料

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか, 評価の実施に関して必要な事項は, 委員会が別に定める。

附 則

この要領は, 平成20年5月21日から施行する。

附 則

この要領は, 平成21年7月27日から施行する

別記様式（第3関係）

各事業年度に係る業務の実績に関する報告書

- 1 大学の概要
- 2 全体的な状況とその自己評価
- 3 項目別の状況

項目別の状況							
項目							
中期目標							
中期計画	年度計画	法人の自己評価				評価委員会評価	
		ウェイト	計画の進捗状況等	今後のスケジュール	自己評価	委員会評価	特記事項

（ウェイト付けの理由）

当該様式は、Ⅰ大学の教育研究等の質の向上、Ⅱ業務運営の改善及び効率化、Ⅲ財務内容の改善、Ⅳ自己点検・評価及び情報提供、Ⅴその他の業務運営に関する重要項目も同様の様式に記載。

〇〇〇に関する特記事項	

VI 予算、収支計画及び資金計画

中期計画	年度計画	実績	

VII 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績	
1 短期借入金の限度額	1 短期借入金の限度額		
2 想定される理由	2 想定される理由		

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績	

IX 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績	

X 県の規則で定める業務運営に関する事項

積立金の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実績	

その他法人の業務運営に関し必要な事項

中期計画	年度計画	実績	

○ 別表 (学部/学科, 研究科/専攻等)

学部, 研究科名	学科, 専攻名	収容定員 (a) (名)	収容数 (b) (名)	定員充足率 (b) / (a) × 100 (%)

○ 計画の実施状況等